平成２５年（フ）第７６号
静岡県浜松市西区西山町2086番地の６
債務者　ケイアイユウ塗装有限会社
代表者代表取締役　内山　清一
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松澤　崇志
4　破産債権の届出期間　平成25年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
岡山県津山市山北705番地
債務者　中尾製紙株式会社
代表者代表取締役　中尾支圭子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　立名
4　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月10日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第１５２号
堺市堺区海山町４丁163番地の１
債務者　田村興業株式会社
代表者代表取締役　田村　吉勝
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　功武
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
釧路市大楽毛南２丁目１番55号
債務者　株式会社北海道ユニオン輸送
代表者代表取締役　岸上　勝吉
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤明日佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月29日午後４時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第８８０号
大阪府岸和田市中井町２丁目１番１号
債務者　株式会社サイアンス
代表者代表清算人　吉田　　豪
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木清一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月７日午後４時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１号
長野県埴科郡坂城町大字坂城6349番地
債務者　有限会社上野屋
代表者代表取締役　田村　栄一
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　芳嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月11日午前10時
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第３８８号
北海道日高郡新ひだか町静内吉野町３丁目１番１号
債務者　桜舞観光株式会社
代表者代表取締役　船越　秀夫
1　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　茂徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午前11時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４号
京都府舞鶴市字長浜27番地
債務者　有限会社シンワ
特別代理人　鍋師　香奈
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉本　晴樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月14日午後２時
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第３８６号
北海道小樽市銭函３丁目517番地５
債務者　株式会社北海道エスケープロダクツ
代表者代表取締役　庄子　敏昭
1　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午前11時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３８７号
北海道小樽市銭函３丁目517番地５
債務者　株式会社北海道村
代表者代表取締役　庄子　敏昭
1　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午前11時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５００号
大分市大字中判田15番地の66
債務者　後藤浩治こと　後藤　弘次
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩崎　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午後２時
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２１号
岡山県倉敷市安江550番地60　市営中洲団地11棟109号
債務者　東島　毅典
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新庄　将彦
4　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第７号
徳島県三好市西祖谷山村榎24番地２　榎団地204号
債務者　行重　好文
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後１時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白川　　剛
4　破産債権の届出期間　平成25年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月28日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第１１号
新潟県阿賀野市南安野町４番11号
債務者　小山　一夫
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　三厳
4　破産債権の届出期間　平成25年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月22日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１１７号
千葉県市川市北国分１丁目31番15号
債務者　河内山正勝
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　隆文
4　破産債権の届出期間　平成25年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１８２号
千葉県八千代市八千代台南１丁目32番４号
債務者　早坂　七久（旧姓袴田）
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　真郷
4　破産債権の届出期間　平成25年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係